

令和6年度 索道安全報告書

エムケイ開発株式会社

桧水高原第2 スキーリフト

桧水高原第3 リフト（春～秋季は観光リフトとして稼動）

桧水高原第1 スキーリフト（休止中）

利用者の皆様へ

平素より、当社索道事業のご利用とご理解を賜り誠にありがとうございます。

令和6年度も法令の遵守とともに安全輸送を心掛け、シーズンを通して無事故で、無事に夏山・冬山シーズンを終えることができました。

索道事業法に基づき、輸送の安全確保に対する私どもの取り組みにつきまして公表させていただきます。

エムケイ開発株式会社

代表取締役 河上 貴一

（1）安全確保の基本方針

1. 社長及び役員は、安全第一の意識を持って事業活動を行える体制の整備に努めるとともに、索道施設及び職員を総合活用して輸送の安全を確保するための管理の方針その他事業活動に関する基本的な方針は次項によるものとし、安全の確保に関する業務の実施状況を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。
2. 社長、役員及び職員の安全に係わる行動規範（安全の基本理念、安全方針）は、次の通りとする。
 - ① 一致団結して輸送の安全確保に努めること。
 - ② 輸送の安全に関する法令及び関連する規程をよく理解するとともにこれを厳守し、厳正、忠実に職務を遂行すること。
 - ③ 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めること。
 - ④ 職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取り扱いをすること。
 - ⑤ 事故、事故の恐れのある事態、災害その他輸送の安全確保に支障を及ぼす恐れのある事態が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をとること。
 - ⑥ 情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保すること。
 - ⑦ 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦すること。

(2) 大山桧水高原スキー場・観光リフト安全管理体制

【輸送の安全の確保に関する組織体制】

1. 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
2. 社長及び役員は、輸送の安全を確保するための索道事業の実施及び管理の体制を整備するとともに、索道事業の実施及び管理の方法を定めるものとする。
3. 社長及び役員は、索道事業の遂行に際し設備、運行、要因、投資、予算その他の必要な計画の策定において、次条に掲げる者その他必要な責任者に対し、安全性及び実現可能な観点からの検証を行わせる。
4. 社長及び役員は、輸送の安全を確保するため、索道事業の実施及び管理の状況を把握し、必要な改善を行う。
5. 社長及び役員は、輸送の安全確保に関する改善施策の決定に際しては、安全統括管理者のその職務を行う上での意見を尊重する。
6. 社長及び役員は、事故・災害等の規模や内容等に応じ、事故対策本部の設置や責任者、対応方法その他必要な事項を定め、職員等に周知・徹底する。
- 7.

当社の索道事業における安全確保に関する体制は左図の通りとする。

【責任者の役割及び権限】

(1) 安全統括管理者

索道事業の輸送の安全の確保に関する事業を統括する。

(2) 索道技術管理者

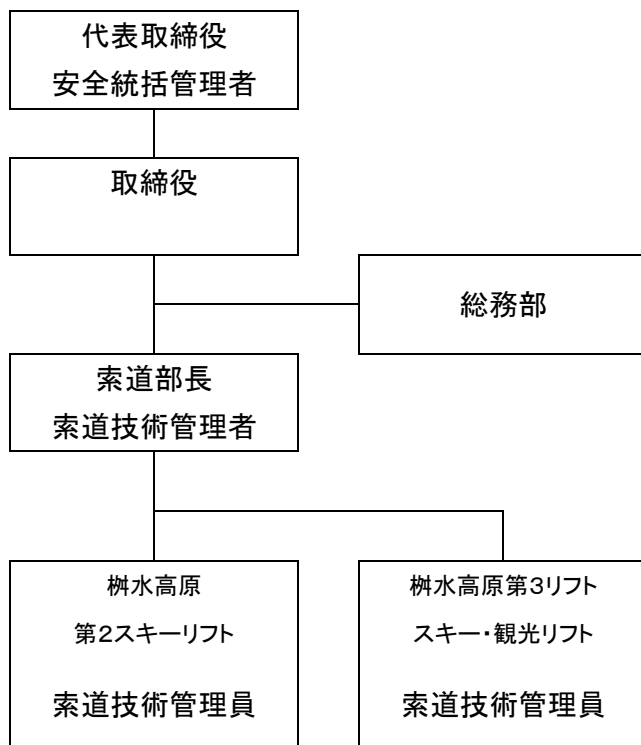
安全統括管理者の指揮の下、索道の運行の管理、索道施設の保守の管理その他の技術上の事項に関する業務を統括管理する。

(3) 索道技術管理員

索道技術管理者の指揮の下、索道技術管理者の行う業務を補助する。

(4) 代表取締役

輸送の安全確保に必要な設備投資、人事、財政、本事業すべてにおいての最終責任を負い業務を統括管理する。



* 社長及び役員・統括・各事業部長で上層部報告意見会議を毎月一回行うものとする。

(3) 輸送の安全確保のための取り組み

【業務報告】

1. 安全統括管理者は、輸送の安全確保に関する業務を統括するため、業務の実施に関し不安全行動などの安全を損なう事態及び事故防止対策に有効な情報などを索道技術管理者から随時報告を求める。
2. 職員等は、輸送の安全確保に関し、相互に必要な情報を伝達する。

【事故防止対策の検討】

1. 安全統括管理者は、事故、災害等、その他輸送の安全確保に資する情報を分析、整理し、事故防止対策の検討を行う。
2. 安全統括管理者は、前項の検討を通じて、不安全事故の再発防止又は安全意識の向上の観点から輸送業務に携わる者に知らしめることが重要である事項については、職員等が共有できるようにする。

【業務の確認】

安全統括管理者は、適宜、事業所に赴き輸送に係る業務の実施及び管理の状況を確認することにより、潜在する危険要因を抽出し、業務改善が必要な事項についての的確な措置を講ずる。

【安全管理体制の維持のための教育訓練】

安全統括管理者は、安全管理体制の維持、改善に必要な教育訓練を適宜実施する。

【安全のための索道整備・改修】

安全維持向上のため、指定管理発注元の伯耆町、リフトメーカーと協議しながら毎年計画的に施設改修を行っております。

- ・全支柱、索受、索輪点検、グリスアップ
- ・原動装置点検清掃グリスアップ
- ・減速装置、制動装置オイル交換

<補修・修繕工事>

●柵水高原第3リフト

長寿命化整備工事

折返滑車軸、折返滑車ゴムライナー、滑車組立ボルト、ユニバーサルジョイント

振れ止めプラグ交換

工事会社 日本ケーブル株式会社大阪支店

【検査について】

索道始業前点検を実施し、運行に支障が無い事を確認の後、リフト運行を行っております。
また、定期検査（1月検査・12月検査・臨時検査）を関係法令及び「整備細則」に基づき実施しております。

【索道係員安全教育・訓練について】

安全な索道事業の運営を確立、維持するために各社員・従事する者に安全管理規定の認識・実行を教育し、事故・異常気象時の対応を定めた運転取り扱い細則の規程に基づき係員が迅速かつ的確に対応できるように、あらかじめ係員の役割を定めるとともに、定期的に救助等に関する訓練を実施しております。

1. 安全教育・救助訓練

・第3リフト予備原動機実施訓練

日 時 令和6年7月5日（金）

索道に係るスタッフ一同で緊急時の予備原動機を使用しての救助訓練を行い、操作方法、救助の流れを確認しました。



・冬期従事員研修会

日 時 令和6年12月16日（月）

毎年、冬シーズン営業開始前に職員一同にて運転取扱い及び業務従事中の安全行動について研修を実施しています。

シーズン中は、索道技術管理者が中心となり、教育指導を適時実施しております。



■ 米子消防署伯耆出張所による救急講習の様子



■ 第2ペアリフトでの救助訓練の様子

(4) 索道事故及びインシデント

期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

特殊索道 榊水高原第1スキーリフト（休止中）

榊水高原第2スキーリフト

榊水高原第3リフト（春～秋季は観光リフトとして稼動）

1. 索道運転事故（索道人身傷害事故）
 - ・索道運転事故はありませんでした。
2. インシデント（事故の兆候）
 - ・インシデントの発生はありませんでした。

(5) 利用者の皆様の連携とお願い

【リフト乗車時の注意事項】

1. 乗降に慣れないお客様は、係員にそのことをお申し出ください。
2. 空き缶・煙草の吸殻・その他の物品を乗車中リフトから投げ捨てないで下さい。
3. 搬器から飛び下りたり、搬器を揺すらないで下さい。
4. 衣服・携行品などが、搬器に巻き付かないよう注意して下さい。

【お問い合わせ窓口】

エムケイ開発株式会社

榊水フィールドステーション

TEL：0859-52-2420

FAX：0859-52-2430

URL：www.masumizu.net

メール：info@masumizu.net